

## 東近江行政組合職員の旅費に関する条例施行規則

(昭和61年3月27日)  
(中部地域消防組合規則第2号)

改正	平成3年3月1日	規則第2号
	平成4年3月6日	規則第1号
	平成10年3月31日	規則第1号
	平成10年12月25日	規則第12号
	平成12年12月26日	規則第12号
	平成17年9月27日	規則第11号
	令和2年12月3日	規則第15号

(目的)

**第1条** この規則は、東近江行政組合職員の旅費に関する条例（昭和48年中部地域消防組合条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づき、旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(鉄道賃及び船賃)

**第2条** 鉄道賃及び船賃は、JRの路線及び航路による旅客運賃によって計算する。ただし、その順路の全部又は一部に私有鉄道若しくは商船会社（以下「私鉄等」という。）路線及び航路を利用しなければ旅行の目的が達せられないときはその区間における当該私鉄等の旅客運賃によって計算する。

2 目的地の市町村における鉄道賃及び船賃を計算する地点は、目的地に至近する駅又は定泊港とする。ただし、当該市町村にJRの駅又は定泊港と私鉄等の駅又は定泊港がある場合は、目的地に至近するJRの駅又は定泊港とする。

(4分の1日当の範囲)

**第3条** 削除

(平成17規則11・削除)

(限定旅費)

**第4条** 条例第3条の規定にかかわらず正規の旅費を支給することが適当でないと思われる場合の日当の支給範囲については、次の各号に掲げる旅行をする職員とする。

- (1) 研修（学校等教養及び技能取得に限る）に関する出張
- (2) 県外救急搬送
- (3) その他主務課長が適当でないとする場合

2 前項の規定による日当については、条例に定める額の4分の1の額とする。

(私有車による出張)

**第5条** 条例第16条第2号に規定する額は1日につき250円とし、同乗者については、これを支給しない。

(令2規則15・一部改正)

2 私有車を使用して出張できる場合は、公用車の配車ができない場合とし、私有車の公務使用について必要な事項は、別に定める。

#### 付 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則 (平成3年3月1日規則第2号 抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成4年3月6日規則第1号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月31日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年12月25日規則第12号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年12月26日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年9月27日)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月3日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表第1 (第3条関係)

削除

(平成17規則11・削除)